

【2】

林業労働者健康増進事業実施要領

（趣 旨）

第1条 林業事業体が雇用する林業就業者等に行う蜂アレルギー検査等の就労条件整備に要する費用について、経費の一部を助成することで、職場環境の改善を進め林業就業者の定着と雇用の促進を図るため、一般財団法人長野県林業労働財団（以下「財団」という。）業務細則に基づいて行なう助成事業は、この要領により実施する。

（事業の内容）

第2条 林業事業体が雇用する林業就業者を対象に実施する蜂アレルギー検査受診経費、エピネフリン注射器購入経費及び振動病特殊健診受診経費の3分の1以内の額を助成する。

- 2 蜂アレルギー検査の受診経費限度額は、3,500円/人（税抜）とする。
- 3 エピネフリン注射器購入経費の限度額は、15,000円/人（税抜）とする。
- 4 振動病特殊健診受診経費の限度額は、6,300円/人（税抜）とする。

（林業事業体要件）

第3条 次のいずれかに該当すること。

- （1）意欲と能力のある林業経営者
- （2）育成経営体
- （3）認定事業主意欲と能力のある

（助成対象者）

第4条 林業事業体要件を満たす林業事業体のうち、蜂アレルギー検査、エピネフリン注射器購入及び振動病特殊健診を実施する林業事業体とする。

ただし、年間31日以上就労することが見込まれる林業就業者を対象とする。

なお、就労日数の31日以上については、新規就業者の試用期間も含めることとする。

（助成対象期間）

第5条 助成の対象期間は、次のとおりとする。

毎年4月1日から翌年2月28日（対象期間内に支払いが終了すること）

（事業の実施）

第6条 財団理事長（以下「理事長」という。）は、様式第2-1号により事業体へ事業の実施を通知する。

（計画承認申請）

第7条 事業を実施しようとする事業体は、計画承認申請書（様式第2-2号）を理事長に提出するものとする。

(計画承認)

第8条 理事長は、第7条による計画承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、計画が適正であると認めたときは、計画の承認（様式第2-3号）を行う。

2 理事長は、第1項の計画承認をする場合、助成金の目的達成のために必要があるときは、条件を付することができる。

(助成金交付申請)

第9条 計画の承認を受けた事業体（以下「事業実施主体」という。）は、事業が完了したときは、速やかに助成金交付申請書（様式第2-4号）を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第10条 理事長は、助成金交付申請書の内容を審査し、予算の範囲内において助成金の交付決定と額の確定（様式第2-5号）を行うものとする。

(助成金交付請求書)

第11条 事業実施主体は、理事長から助成金の交付決定及び額の確定の通知があったときは、速やかに助成金交付請求書（様式第2-6号）を理事長に提出するものとする。

(提出期限)

第12条 事業体が理事長に提出する申請書等の提出期限は、前条までによる通知文によるものとする。

(添付書類)

第13条 事業実施主体が理事長に提出する申請書等の添付書類は、別表1に掲げるものとする。

(助成対象経費の控除)

第14条 当該事業の助成対象経費について、他の団体（国等）から助成等を受けた場合は、速やかに理事長へ報告するものとする。

2 その場合、他の団体（国等）の助成額を控除した額に対し、助成基準内で助成するものとする。

(証拠書類の保存)

第15条 事業実施主体は、助成事業に関する証拠書類等を実施した翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委 任)

第16条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1) 申請等の添付書類

区 分	計画承認申請書	助成金交付申請書
蜂アレルギー検査	・蜂アレルギー検査経費明細（付表1） ・雇用保険被保険者証の写し	・蜂アレルギー検査経費明細（付表1） ・助成対象就業者名が記載された医療機関の領収書の写し ・上記の金額を事業体が負担しことが確認できる書類の写し
エピネフリン注射器購入	・エピネフリン注射器購入経費明細（付表2） ・雇用保険被保険者証の写し	・エピネフリン注射器購入経費明細（付表2） ・助成対象就業者名が記載された調剤薬局等の領収書の写し ・上記の金額を事業体が負担しことが確認できる書類の写し
振動病特殊健康診断	・振動病特殊健康診断受診経費明細（付表3） ・雇用保険被保険者証の写し	・振動病特殊健康診断受診経費明細（付表3） ・助成対象就業者が受診したことが確認できる書類の写し（受診者名簿等） ・医療機関の領収書等の写し ・上記の金額を事業体が負担しことが確認できる書類の写し

注1 重複する関係書類は1通による。